

# 手話通訳者・要約筆記者の派遣のご案内

- 葛飾区では、手話通訳者・要約筆記者の派遣事業を行っています。（事業内容は下記のとおりです。）
- 派遣を希望する場合、事前に区への利用登録が必要です。
- 利用登録の完了後、派遣の依頼をすることができます。

## 手話通訳者等派遣事業の内容



- (1) 利用の登録ができる方は、区内在住の身体障害者手帳を所持する聴覚障害者及び言語障害者、これらの方を主たる構成員とする団体、その他区長が特に必要と認める方とします。
- (2) 派遣の対象となるのは、次のような場合です。
  - ①生命および健康の維持増進等に関する場合
  - ②財産・労働など権利義務等に関する場合
  - ③官公庁等の公的機関と連絡調整等に関する場合
  - ④社会参加を促進する学習活動等に関する場合
  - ⑤地域生活等に関する場合
- (3) 次のような場合には、派遣の対象となりません。
  - ①公序良俗に反する場合
  - ②手話通訳者、要約筆記者の経費負担を伴う場合（依頼者が負担する場合は除く。）
  - ③営利、宗教、政治目的、物品販売等の活動に関する場合
  - ④宿泊を伴う旅行の随行等に関する場合
  - ⑤住民票を葛飾区外に移した場合（転出）
- (4) 派遣時間（派遣先到着時刻から手話通訳・要約筆記活動終了時刻までの時間）は、手話通訳者派遣と要約筆記者派遣をあわせて月 20 時間までとします。
  - ※ 手話通訳者派遣の場合、葛飾区社会福祉協議会と東京手話通訳等派遣センターの両方からの派遣を利用した場合は、合計時間になります。
  - ※ 生命や健康の維持等のために月 20 時間を超える派遣が必要な場合には、利用時間の拡大を認める場合があります。派遣依頼をする前に障害福祉課援護係にご相談ください。

(5) 派遣費用は無料です。

※ ただし、手話通訳者、要約筆記者と他の場所へ移動する際の交通費、有料施設を利用した際の入場料は、利用者の負担となります。



### まずは利用登録の申込みを

「手話通訳者派遣申請書」「要約筆記者派遣申請書」を、持参、郵送またはFAXにより、区役所 障害福祉課 援護係 までご提出ください。

### 利用登録後の派遣依頼は…

原則として、次のようにFAXまたはメールで依頼してください。

【手話通訳を希望の方】

◆派遣依頼先が葛飾区内・近郊区市の場合



葛飾区社会福祉協議会 に依頼してください。

FAX 5698-2513

葛飾区社会福祉協議会ホームページからもメール送信できます。



◆派遣依頼先が上記以外の地域（東京都外も含む）の場合



または 裁判など通訳の内容が複雑な場合

東京手話通訳等派遣センター に依頼してください。

FAX 3354-6868



【要約筆記を希望の方】



東京手話通訳等派遣センター に依頼してください。

FAX 3354-6868



【利用登録・お問い合わせ先】

葛飾区役所 福祉部 障害福祉課 援護係

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1

FAX 5698-1531

TEL 5654-8302